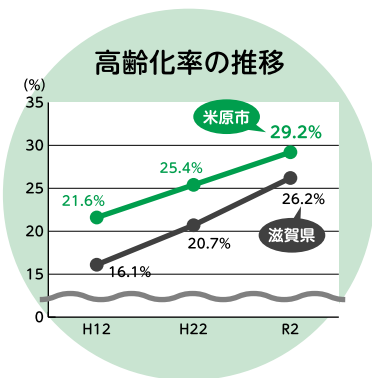


2月号から3回に分けてお伝えしてきた介護保険について、最終回の今回は、介護保険料を中心に、4月から始まる第8期介護保険事業の内容をお知らせします。

これまでのおさらい

1 高齢化の現状

65歳以上の人口、特に介護の必要度が高まる75歳以上の人口が増え続けています。また、高齢者のみの世帯や認知症の人の割合も増加傾向です。

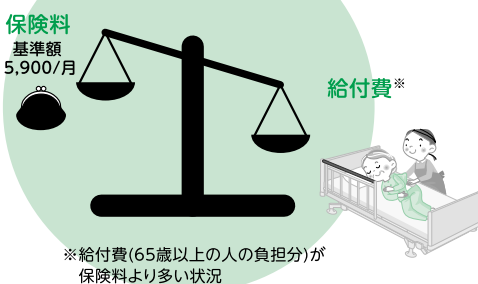


2 介護サービスの現状

介護に必要な費用(給付費)は県内で最も高い状況です。給付費のうち23%は65歳以上の人の保険料で賄いますが、第7期は給付費が大幅に増加したため、保険料が不足する状況になり、財政安定化基金から借り入れを行いました。

給付費の財源は50%が公費、残り50%が保険料(40~64歳の人で27%を、65歳以上の人で23%を負担)です。

給付費と保険料の状況 (第7期:H30~R2年度)



3 これからの介護保険

介護保険事業を安定して運営するため、介護保険運営協議会で検討を重ね、3月に第8期(R3~5年度)の計画を作成しました。



助成事業を見直します

限りある財源のなかで、安定した介護保険事業を継続していくため、対象者の見直しや事業の廃止を行います。

見直し 介護用品の支給助成事業

市では要介護認定を受けた高齢者を対象に紙おむつなどの購入費用を助成しています。このたび、令和3年度以降の事業内容について国から要件が示されたため、次のとおり見直しを行います。

■対象者 **介護保険料の所得段階が第1~3段階(市民税非課税世帯)の人に限定**

※課税されている人や課税世帯に属する人は対象外となります

■助成額 **要介護1~3の人は2,000円/月**
要介護4~5の人は4,000円/月

廃止 高齢者住宅の小規模改造助成事業

体の障がいなどにより住宅の改造が必要な高齢者を対象に小規模な住宅改造にかかる費用の一部を助成していましたが、介護保険における住宅改修の給付制度があることから、令和2年度で廃止します。

■要介護認定を受けていない場合 **高齢者自立支援住宅改修助成事業**をご利用ください

伊吹山テレビ

2月12日号で
放送しました



これからの介護保険のこと

—第8期いきいき高齢者プランまいばらを策定しました—

歳を重ねても、
住み慣れた地域で
ともにつながり支え合い

自分らしく
安心して暮らせる

こんなまちを
目指します

そのために—

*介護保険料の改定などを含むこの事業は、市議会
第1回定例会で承認いただいた後に進めていきます。

自分の力で元気に過ごせる時間を延ばすこと、
介護や医療などさまざまな悩みに寄り添う
相談の場を充実させること、
地域全体で認知症への理解を深めること、
必要なときに必要な介護を受けられるように、
安定した介護保険事業の運営を行うこと

令和3年度からの介護保険料は
基準額(月額)を6,790円に改定します

具体的な保険料は6月中旬に個別通知でお知らせします

第8期(R3~R5)期間の見込み	
介護が必要な人数	120人 ↑
介護に必要な費用	1.4億円 ↑

改定のポイント

- 1 保険料の区分(所得段階)を国の基準より細分化し所得に応じた保険料とします。
- 2 低所得者(所得段階が1から3の人)の保険料は公費により軽減しています。
- 3 介護保険事業基金(貯金)を取り崩し、介護保険料の基準額を抑えます。

安定した運営を続けるために、
みなさんのご理解をお願いします。

所得段階	対象者		第8期 保険料 (年額)
	市民税	本人の①課税年金収入②合計所得金額	
1	世帯全員が 非課税	・①+②が80万円以下 ・本人が生活保護受給者または老齢福祉 年金受給者	24,480円
2		①+②が80万円を超え120万円以下	40,800円
3		①+②が120万円を超える	57,120円
4	課税世帯のうち 本人は非課税	①+②が80万円以下	73,440円
5		①+②が80万円を超える 第8期 基準額	81,480円
6	課税	②が45万円未満	93,720円
7		②が45万円以上120万円未満	97,800円
8		②が120万円以上210万円未満	105,960円
9		②が210万円以上260万円未満	122,280円
10		②が260万円以上320万円未満	130,440円
11		②が320万円以上500万円未満	146,760円
12		②が500万円以上800万円未満	171,120円
13	②が800万円以上	179,280円	

*軽減措置後の金額です

高齢者の相談場所の運営方法が変わります

高齢者のみなさんが日常生活で抱える、医療、保健、介護、福祉などに関する不安や悩みの相談を受け付ける「地域包括支援センター(山東伊吹/米原近江)」は4月から2カ所とも、法人へ運営を委託します。

運営委託先 (公社)地域医療振興協会
米原市地域包括医療福祉センター ふくしあ

山東・伊吹地域の
みなさんはこちらへ

山東伊吹地域包括支援センター
所 長岡1206(山東庁舎内)
☎55-8100 FAX 55-8130

米原・近江地域の
みなさんはこちらへ

米原近江地域包括支援センター
所 新庄77-1(ふくしあ内)
☎51-9014 FAX 51-9028

新

新事業として創設予定 エアコン設置費の助成

- 対象者 75歳以上の高齢者世帯
- 内容 熱中症対策として、住宅に新たに設置したエアコンの費用の一部を補助
- その他 詳細が決まり次第、広報誌などでお知らせします

☎ 市 暮らし支援課(山東庁舎)